

一時的保育（デイ保育）の無償化についてお知らせします



幼児教育・保育の無償化制度により、対象となるお子さんについて、一時的保育（デイ保育）の利用料が無償になります。事前の申請が必要となりますので、忘れずにお手続きをお願いします。

対象

市から「保育の必要性の認定」を受けた就学前のお子さん（**4月1日時点で3歳未満の場合は市町村民税非課税世帯に限る**）のうち、保育園等に入園していないお子さんが対象となります。

※保育園、認定こども園（保育園部分に限る。）、小規模保育事業所又は企業主導型保育事業所に入園している場合は対象になりません。また、預かり時間が1日8時間以上かつ開所日数が年間200日以上幼稚園、認定こども園（幼稚園部分に限る。）に入園している場合も対象になりません。

塩尻市における「保育の必要性の認定」を受けるための要件

- ① 就労（月64時間以上） ② 妊娠・出産（産前・産後含めて10か月以内）
- ③ 保護者の疾病等 ④ 同居親族の介護・看護 ⑤ 災害復旧 ⑥ 求職活動（3か月以内）
- ⑦ 就学 ⑧ 虐待・DVのおそれがある ⑨ 育休継続 ⑩ 3歳未満児の家庭育児（3歳以上児のみ）

無償化の額

- 3～5歳のお子さんは、月額**37,000円**まで無償
- 市町村民税非課税世帯の0～2歳のお子さんは、月額**42,000円**まで無償

※年齢は4月1日現在です。

※認可外保育施設、病児・病後児保育、デイ保育を併せて利用している場合は、合計額となります。

※預かり時間が1日8時間未満または開所日数が年間200日未満の幼稚園、認定こども園（幼稚園部分に限る。）に入園している場合は、幼稚園等の保育料・預かり保育料の無償化分との合計額になります。

無償化の流れ

4月～翌年3月分の利用料のうち無償化分を、保護者からの請求に基づき、翌年4月にお支払いしますので、デイ保育を利用した際は、実施園へ一旦利用料をお支払いいただき、「領収証」を大切に保管してください。なお、請求の方法は、対象者に改めてご案内します。

お手続き

事前に、市保育課へ無償化給付のための認定申請書と保育を必要とする事由を証明する書類を提出していただくことが必要です。

※お手続きに必要な書類は、市役所保育課（塩尻総合文化センター1階）窓口でお渡しします。

対象となる方は、お手順をお掛けしますが、窓口までお越しください。

※認定を受けようとする月の**前月25日**までに提出が必要です。証明書類のご用意に時間がかかる（お勤めの会社に就労証明書の発行を依頼するなど。）場合がありますので、お早めにお越しください。

